

「住まいる共済」は、火災・風水害・雪害から地震まで、さまざまなリスクから「住宅」と「家財」を守る保障です。

住まいる共済

火災共済・自然災害共済

火災共済

火災共済の保障の範囲です。



火災など

- 火災
- 落雷
- 破裂・爆発
- 突発的な第三者の直接加害行為 (損害額5万円以上)
- 他人の住居からの水ぬれ
- 消火作業による冠水・破壊
- 他人の車両の飛び込み
- 建物外部からの物体の落下・飛来

自然災害共済

- 自然災害共済のみのご加入はできません。
- **大型タイプ** **標準タイプ** の2種類があります。

自然災害共済の保障の範囲です。

風水害などの保障が、より手厚くなります。



風水害など

- 暴風雨
- 突風・旋風 (竜巻含む)
- 台風
- 高波・高潮
- 洪水
- 上記による地すべりもしくは土砂崩れ
- 豪雨・長雨
- 雪崩
- 降雪
- 降ひょう



地震など

- 地震による損壊
- 地震による火災
- 噴火による損壊
- 噴火による火災
- 津波による損壊

盗難による損害

- 盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合

マンション構造専用

風水害保障なしタイプ

風水害リスクの低いマンションのために、風水害保障をなくした保障です。掛金がお手頃で家計にやさしいタイプです。

さらに特約をプラスできます。

類焼損害保障特約

自宅が火元となり、近隣の住宅や家財に損害が生じた場合の保障



盗難保障特約

家財の盗難による損害の保障



借家人賠償責任特約

賃貸住宅にお住まいの方が貸主に対して賠償責任を負った場合の保障



個人賠償責任共済

日常生活における偶然な事故などで損害賠償責任を負った場合の保障 (国内のみ)



安心のポイント

住宅の70%以上の焼破損割合で全焼損扱い

火災共済は、火災などによる住宅の焼破損割合が70%以上で全焼損扱いとなり、契約共済金額の全額をお支払いします。

古い住宅や家財でも「再取得価額」で保障

火災共済は、火災などによる被害に対して、古い住宅や家財でも、同程度のものを新たに購入・修理するために必要な金額 (再取得価額) で保障します。

家財のみでも加入できます

住まいる共済は家財のみでも加入できますので、住宅保障のみを用意されている方や賃貸住宅にお住まいの方にもご利用いただけます。

地震や自然災害にしっかり備える「大型タイプ」

自然災害共済「大型タイプ」は、大型の保障で地震や風水害などの自然災害から、住宅や家財をしっかり守ります。掛金お手頃な「標準タイプ」もあります。

もしものときも安心です

住宅・家財損害の事故受付は、365日・24時間対応で受け付けています。

持ち家が賃貸住宅かによって、必要な保障を選べます。

持ち家にお住まいの方

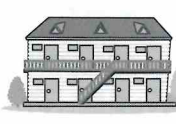


戸建て



マンション

賃貸住宅にお住まいの方



戸建て
マンション
アパート

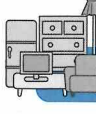
ニーズに合わせて選べます



住宅と家財



住宅のみ



家財のみ

家財のみでも加入できます



家財のみ

住まいる共済

エコ住宅専用

火災共済・自然災害共済

風水害等給付金付火災共済・自然災害共済・個人賠償責任共済

環境にやさしい住宅の普及と、環境活動団体への寄付等により、組合員の皆さまとともに社会に貢献することを目的に実施しています。

地球環境へのやさしさと、火災共済の掛金の値引を兼ね備えたプランです。

1口あたりの年掛金を (木造構造は2円割引、鉄骨・耐火構造、マンション構造は1円割引)

※掛金の払込方法は、年払いのみです。

エコ住宅専用住まいる共済
お得で安心! 保障内容は一般の住まいる共済と同じです

CO₂削減
エネルギーの効率化

地球環境保全に貢献

保障

こくみん共済 coop

当会が選定した環境活動団体へ寄付

掛金

寄付

環境保全

環境活動団体

日本の自然を次世代に残す活動につなげます

加入できるエコ住宅 (以下のエコ設備のいずれかを設置・使用している住宅)

- 太陽光発電システム
- 家庭用燃料電池 (例 エネファーム)
- オール電化住宅の電気設備 (給湯・厨房・空調設備等の家庭内の熱源をすべて電気で作る住宅です。電気料金の割引適用等で確認することができます。)
- 自然冷暖ヒートポンプ式電気給湯器 (例 エコキュート)
- 家庭用ガスコージェネレーションシステム (例 エコウィル)
- 潜熱回収型給湯器 (例 エコジョーズ)
- 高効率石油給湯器 (例 エコフィール)

※加入申し込みの際には、当会が選定する環境活動団体に寄付する旨についての同意が必要となります。

こくみん共済 coop までお問い合わせください。

■エコ設備に該当するのかが不明な方 ■エコ住宅専用 住まいる共済に変更したい方 など

住まいで選ぶ おすすめプラン

住まいによって異なる災害リスクに合わせて、保障内容をお選びいただけます。

持ち家の方には **住宅** と **家財** の保障を、賃貸住宅の方には **家財** の保障をご用意し
保障範囲について ●：保障されます。 ▲：火災共済+自然災害共済 **大型タイプ** にご加入の場合と比べて保障額が少なくなります。または、保障の一部が対象

火災などのとき				
	火災	落雷	破裂・爆発	消火作業による冠水・破壊
風水害などのとき				
	突風・旋風(竜巻含む)	台風・暴風雨・豪雨・長雨	洪水・高波・高潮	降雪・雪崩・降ひょう
地震などのとき				
	地震による損壊	地震による火災	噴火による損壊・火災	津波による損壊
火災共済に付随する保障	● 持ち出し家財共済金 (家財契約がある場合のみ対象) ● 失火見舞費用共済金 ● 修理費用共済金 (マンション構造のみ対象) ● 漏水見舞費用共済金 (マンション構造のみ対象)			
	● 風呂の空だき見舞金 ● 住宅災害死亡共済金 ● バルコニー等修繕費用共済金 (住宅契約があり、かつ、マンション構造のみ対象)			
自然災害共済に付随する保障	● 盗難共済金 ● 傷害費用共済金			

特約をプラスして、さらに力強い安心を！

付帯について ●：プラスできます。 —：プラスできません。

個人賠償責任共済	ご自身やご家族(同居で生計を一にする親族)が法律上の賠償責任を負った場合の ・火災共済に30口以上加入している場合にプラスできます。
類焼損害保障特約	自宅が火元となり、近隣の住宅や家財に損害が生じた場合の保障 ・火災共済に30口以上加入している場合にプラスできます。
盗難保障特約	家財・通貨・預貯金証書など、盗難により生じた損害の保障 ・火災共済のみの契約で家財契約に30口以上加入している場合にプラスできます。
借家人賠償責任特約	賃貸住宅にお住まいの方が貸主に対して賠償責任を負った場合の保障 ・火災共済に30口以上加入している場合にプラスできます。

ています。
外となります。 —：保障されません。

- 他人の住居からの水ぬれ
- 他人の車両の飛び込み
- 突発的な第三者の直接加害行為 (損害額5万円以上)
- 建物外部からの物体の落下・飛来
- 左記による地すべり、または土砂崩れ
- 地震等特別共済金 (自然災害共済に20口以上加入の場合のみ対象)
- 水道管凍結修理費用共済金 (住宅契約に20口以上加入の場合のみ対象)
- 付属建物等風水害共済金 (住宅契約に20口以上加入の場合のみ対象)
- 臨時費用共済金
- 付属建物等特別共済金 (自然災害共済 大型タイプの住宅契約に20口以上加入の場合のみ対象)

自然災害にも しっかり 備えたい方に！	手頃な掛金で 備えたい方に！	風水害リスクの低い マンションの方に！
火災共済 + 自然災害共済 大型タイプ に ご加入の場合	火災共済 にご加入の場合	火災共済 + 自然災害共済 大型タイプ マンション構造専用プラン (風水害保障なしタイプ) にご加入の場合
●	●	●
●	▲	—
●	—	●
●	●	▲
●	—	▲

自然災害共済は、保障が手厚い **大型タイプ** と、掛金がお手頃な **標準タイプ** があります。

保障(国内のみ)

必要にあわせて
プラスして
ください。

+	+	+
●	●	●
●	●	●
—	●	—
●	●	●

団体生命共済
住まいる共済
交通災害共済
ご退職後の
保障について
ご契約の
てびき

「住宅」と「家財」を守る 充実の保障内容

※実際にお支払いする共済金の額は、加入口数、被害・損害の程度によって異なります。

火災共済

■火災等共済金

火災などのとき

契約期間中に
火災、落雷、他人の住居からの
水ぬれなどにより
損害が生じたとき。

最高保障額

6,000万円

(600口加入の場合)

プラス15%の臨時費用共済金
をお支払い(200万円限度)*



■風水害等共済金★

風水害などのとき

契約期間中に
暴風雨、突風、台風、
高波、降雪などにより
損害が生じたとき。

最高保障額

300万円

(600口加入の場合)

プラス15%の臨時費用共済金*を
お支払い*



*臨時費用共済金…罹災後の臨時の支出に充てる費用としてお支払いする共済金です。

その他の保障される内容

■持ち出し家財共済金 (家財契約がある場合のみ対象)

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
持ち出した家財が日本国内の他の建物内で火災等により損害を受けたとき。	100万円 または、 家財の契約共済金額の20%

*持ち出し家財…家財のうち、共済契約関係者により家財を収容する住宅内から一時的に持ち出された家財

■失火見舞費用共済金

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
第三者の所有するものに、火災等により臭気付着以外の損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。	100万円 または、契約共済金額の20% (1世帯40万円を限度)

■修理費用共済金★ (マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
借家人が居住する住宅に火災等・風水害等により損害が生じ、賃貸借契約にもとづき、自己の費用で修理をしたとき。	100万円 または、契約共済金額の20%

■漏水見舞費用共済金 (マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
第三者の所有するものに水ぬれ損害を生じさせ、見舞金を自己の費用で支払ったとき。	50万円 または、契約共済金額の20% (1世帯15万円を限度)

■風呂の空だき見舞金

対象となる事故	支払額
風呂釜および浴槽に火災に至らない空だきにより損害が生じたとき。	風呂釜と浴槽がともに使用不能となったとき 5万円 風呂釜のみが使用不能となったとき 2万円

*ご契約内容によって支払い対象外となる場合があります。

■住宅災害死亡共済金★

対象となる事故	支払限度額
火災等共済金または風水害等共済金が支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として、事故の日から180日以内に死亡したとき。	1人 300万円 (1人につき1口あたり5,000円)

■バルコニー等修繕費用共済金 (住宅契約があり、かつ、マンション構造のみ対象)

対象となる事故	支払限度額(下記のいずれか少ない額)
バルコニーや窓ガラスなどの専用使用権付共用部分に火災等による損害が生じ、自己の費用で修繕したとき。	30万円 または、住宅の契約共済金額

*専用使用権付共用部分…共同住宅の居住者で構成される管理組合の規約において、専用使用権を承認された共用部分のこと (例) バルコニー、窓ガラス、窓枠、玄関扉など
*家財のみの契約の場合は、対象外となります。

■水道管凍結修理費用共済金 (住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象)

対象となる事故	支払限度額
水道管の凍結により、当該機器に損壊が生じ、自己の費用で修理したとき(パッキングのみの損壊除く)。	10万円

*凍結損害に伴い水ぬれ損害が同時に発生した場合は、水ぬれ損害として扱い、火災等共済金としてお支払いします。

■付属建物等風水害共済金★ (住宅契約に20口以上加入している場合のみ対象)

被害内容	支払額
風水害等による損害額が10万円を超える場合	2万円 (1世帯あたり)

*付属建物・付属工作物…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど

※マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)について…「★」がついている共済金は、風水害等による損害の場合は対象外となります。

PLUS!

自然災害共済

火災共済にプラスしてご加入いただくことで、
風水害などの保障がより手厚くなります。

■風水害等共済金★

風水害などのとき

契約期間中に
暴風雨、突風、台風、高波、
降雪などにより損害が生じたとき。



最高保障額
大型タイプ 4,200万円

最高保障額
標準タイプ 3,000万円

(600口加入の場合)

※「大型タイプ」「標準タイプ」のいずれかをお選びください。

■地震等共済金

地震などのとき

契約期間中に
地震、噴火、津波などにより
損害が生じたとき。



最高保障額
大型タイプ 1,800万円

最高保障額
標準タイプ 1,200万円

(600口加入の場合)

その他の保障される内容

■盗難共済金

盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をしたとき。

被害内容	支払限度額
盗取、汚損、損傷	契約共済金額
通貨(1万円以上)	20万円 または、家財の契約共済金額 (いずれか少ない額)
預貯金証書	200万円 または、家財の契約共済金額 (いずれか少ない額)
持ち出し家財	100万円 または、 家財の契約共済金額の20% (いずれか少ない額)

*汚損、損傷による盗難共済金の額は、「火災共済」より支払われる場合には、火災等共済金と合わせて損害の額を限度とします。

*通貨・預貯金証書・持ち出し家財の損害は、家財契約がある場合のみ対象となります。

*預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。

- ・盗難を知った後直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。
- ・預貯金が口座から引き出されていたこと。

*持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあうことをいいます。

■傷害費用共済金★

対象となる事故	支払限度額
火災等共済金、風水害等共済金、地震等共済金または盗難共済金支払われ、契約者本人または契約者と生計を一にする親族がその事故を直接の原因として傷害を受け、その日から180日以内に死亡または身体障がい状態になったとき。	1事故1名につき 600万円 (1口あたり最高10,000円)

*「身体障害等級別支払割合表」に規定する身体障がいの状態になった場合、その障がいの程度に応じてお支払いします。

※マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)について…「★」がついている共済金は、風水害等による損害の場合は対象外となります。

団体生命共済

住まいる共済

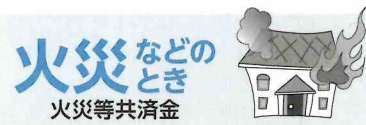
交通災害共済

ご退職後の保障について

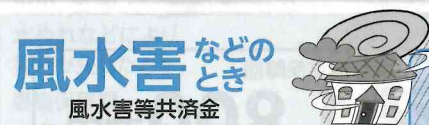
ご契約のてびき

共済金額

被害・損害の程度によってお支払額が決まります。



被害の程度	1口あたりの共済金	支払額	臨時費用共済金
全焼損 (住宅の70%以上の焼破損)	10万円	契約共済金額の全額	お支払いする共済金の15% (200万円が限度)
半焼損・一部焼損 (住宅の70%未満の焼破損)	—	契約共済金額を限度とした再取得価額	—



被害の程度		損害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額	臨時費用共済金
全壊・流失	70%以上	30,000円	300万円	—	—
半壊	損壊率の50%~70%未満	15,000円	150万円	—	—
	30%~50%未満	—	—	—	—
	20%~30%未満	—	—	—	—
一部壊	損害額の100万円を超える	4,000円	40万円	—	—
	50万円を超え100万円以下	2,000円	20万円	—	—
	20万円を超え50万円以下	1,000円	10万円	—	—
	10万円を超え20万円以下	500円	5万円	—	—
床上浸水	50%全床面の150cm以上	15,000円	150万円	—	—
	100cm~150cm未満	10,000円	100万円	—	—
	70cm~100cm未満	7,000円	70万円	—	—
	40cm~70cm未満	5,000円	50万円	—	—
	40cm未満	3,000円	30万円	—	—
	50%全床面の100cm以上	3,000円	30万円	—	—
	100cm未満	1,000円	10万円	—	—

※火災共済において、住宅・家財いずれかのみ契約の場合、支払限度額は上記の表の半額となります。
※マンション構造専用(風水害保障なしタイプ)の場合は対象外です。



被害の程度		損害の程度	1口あたりの共済金	支払限度額	1口あたりの共済金	支払限度額
全壊・全焼	70%以上	30,000円	1,800万円	20,000円	1,200万円	—
大規模半壊・大規模半焼	50%~70%未満	18,000円	1,080万円	12,000円	720万円	—
半壊・半焼	20%~50%未満	15,000円	900万円	10,000円	600万円	—
一部壊・一部焼	損害額の100万円超	3,000円	180万円	2,000円	120万円	—

被害の程度	支払額	支払額
住宅の損害額が20万円を超え100万円以下の場合	1世帯あたり 4.5万円	1世帯あたり 3万円

地震等災害見舞金について

地震等による損害を被り、火災共済に30口以上の加入があり、かつ、住宅の損害額が20万円を超えるときは、地震等災害見舞金をお支払いする場合があります(地震等とは、地震もしくは噴火、またはこれらによる津波をいいます)。

この見舞金は、火災共済・自然災害共済による保障とは別にお支払いするものです。年間の総支払限度額を設けて、その範囲内でお支払いすることになるため、お支払いをお約束するものではありません。

※貸家契約、空家契約は対象となりません。

各種特約

PLUS! 特約をプラスして、さらなる安心を。

近隣への延焼による損害を保障!

類焼損害保障特約 ●火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。



支払事由	支払限度額
住宅から発生した火災、破裂または爆発により、近隣の住宅およびそこに収容される家財に生じた損害	1億円

万一の盗難にも安心の備え!

盗難保障特約 ●火災共済のみの加入で家財に30口以上加入している場合にセットできます。



被害内容	支払限度額
盗取、汚損、損傷	300万円
通貨(1万円以上)	20万円
預貯金証書	200万円
持ち出し家財	60万円

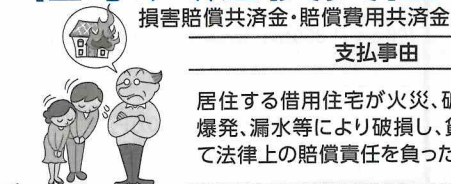
盗難による盗取・汚損・損傷が生じ、所轄警察署に被害の届け出をした場合

300万円

※火災共済の住宅契約のみに加入、または、自然災害共済に加入している場合は加入することはできません。
※右記4つの被害内容の共済金額は合計して300万円が限度になります。また、家財における被害が対象となります。
※預貯金証書の損害は、次の事実があったときに限ります。・盗難を知った後、直ちに預貯金先に被害の届け出をしたこと。・預貯金が引き出されていたこと。
※持ち出し家財の盗難とは、持ち出し家財が日本国内の他の建物内で、盗難にあつたことをいいます。

賃貸住宅の大家さんに対して、法律上の賠償責任を負ったときに保障!

借家人賠償責任特約 ●火災共済(家財)に30口以上加入している場合にセットできます。



支払事由	支払限度額
居住する借用住宅が火災、破裂または爆発、漏水等により破損し、貸主に対して法律上の賠償責任を負った場合	4,000万円 (400口加入の場合)

※漏水等とは、給排水設備または洗濯機・浴槽等設備の事故に伴う漏水、放水またはいっ水による水ぬれをいいます。
※借用住宅とは、借用建物のうち保障の対象である家財を収容する戸室(一戸建てを含みます)をいい、併用住宅においては、もっぱら居住する部分をいいます。階下や隣室などへの賠償は含まれません。

■損害賠償するにあたって要した費用
①損害の防止または軽減のために要した費用のうち、当会が必要または有益であったと認める費用など
②訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用
③示談交渉に要した費用

賠償責任が生じる「もしも」の事故に備えて!

個人賠償責任共済 ●火災共済に30口以上加入している場合にセットできます。

損害賠償共済金・賠償費用共済金

支払事由	支払限度額
------	-------

日本国内において、次の(1)や(2)により、他人を死傷させたり、他人の物を壊したり、電車等を運行不能にさせたことで、被共済者が法律上の損害賠償責任を負った場合
(1)日常生活における偶然な事故
(2)被共済者が居住する住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故



3億円

対人臨時費用 死亡させたとき10万円・10日以上入院をさせたとき2万円・対人事故3,000円

※一つの契約で、同居の親族等も保障の対象となります。詳しくは、P.22~ご契約のてびき「個人賠償責任共済【被共済者の範囲】」をご確認ください。
※借家人(被共済者)が賃借している不動産について、貸主に対して生じた損害賠償責任は保障の対象となりません。
※貸家の所有・使用・管理に起因する貸主(被共済者)の法律上の賠償責任は保障の対象となりません。
※「個人賠償責任共済」は、団体生命共済「個人賠償責任共済」、こくみん共済「個人賠償プラス」と同じ保障です。当会および他保険等で同種のご契約がある場合、保険が重複することがあります。

団体生命共済

住まいる共済

交通災害共済

ご退職後の保障について

ご契約のてびき

2ステップでカンタン! 必要保障額と掛金の計算

火災共済・自然災害共済の共済金は住宅の所有者が契約された場合は非課税となります。できるだけ所有者が契約者になるようにしてください。

生活再建に必要な保障額と掛金がいくらなのかを計算してみよう。

ステップ1 必要保障額

必要保障額(加入基準)とは、元通りの生活を再建させるのにいくらかかるか、その目安となるものです。

住宅の必要保障額 (持ち家)



住宅の延床面積を確認します。

坪数を計算してください。(坪数=㎡÷3.3)
※坪数小数点以下切り上げ

1坪あたりの加入基準を確認します。

●住宅の必要保障額(加入基準)を下表から調べます。
所在地の加入基準を①に記入してください。

① 住宅の加入基準はお住まいの
地域と住宅構造で異なります

〈住宅の加入基準〉

住宅構造	住宅の所在地	1坪(3.3㎡)あたりの加入基準
木造構造	東京、神奈川、京都、大阪	80万円
木造構造	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、長野、山梨、静岡、富山、石川、福井、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、和歌山、兵庫、島根、鳥取、岡山、広島、山口、福岡、沖縄	70万円
木造構造	その他の道県	60万円
鉄骨・耐火構造	東京、神奈川	90万円
鉄骨・耐火構造	埼玉、千葉、山梨、静岡、愛知、岐阜、三重、滋賀、奈良、京都、大阪、和歌山、兵庫	80万円
鉄骨・耐火構造	その他の道県	70万円

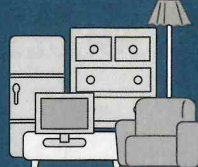
住宅の必要保障額を計算します。

② 坪 × ① 万円 = ② 万円

▲他保険(共済)契約のある方は、以下の計算をしてください。
※必要保障額を超える加入はできないため記入いただきます。
※切り替えて申し込みされる場合は記入は不要です。

② 万円 - 他保険 万円 = ③ 万円

家財の必要保障額 (持ち家・賃貸住宅)



住宅の延床面積・世帯主の年齢・世帯人数をもとに家財の必要保障額を確認します。

●家財の必要保障額(加入基準)を下表から調べます。
該当の加入基準を③に記入してください。

③ 万円 家財の加入基準は住宅の延床面積・世帯主の年齢・世帯人数で異なります

〈家財の加入基準〉

住宅延床面積	世帯主年齢	世帯人数				
		単身	2人	3人	4人	5人以上
10坪以上	30歳未満	500万円	900万円	1,000万円	1,100万円	1,200万円
	4030歳未満	600万円	1,300万円	1,400万円	1,500万円	1,600万円
	40歳以上	700万円	1,800万円	1,900万円	2,000万円	2,000万円
10坪未満		上記の額、または700万円のいずれか少ない額				

▲他保険(共済)契約のある方は、以下の計算をしてください。
※必要保障額を超える加入はできないため記入いただきます。
※切り替えて申し込みされる場合は記入は不要です。

③ 万円 - 他保険 万円 = ④ 万円

住宅と家財の「必要保障額」の合計を計算します。

住宅の必要保障額 ② または ③ 万円 + 家財の必要保障額 ④ または ⑤ 万円 = 住宅・家財の合計必要保障額 ⑥ 万円

ステップ2 掛金

●掛金は加入口数により算出します。

持ち家の方は住宅と家財の合計加入口数、賃貸の方は家財の加入口数を計算します。

住宅の必要保障額 ② または ③ ÷ 10万円 = ⑦ 口
家財の必要保障額 ④ または ⑤ ÷ 10万円 = ⑧ 口
⑦ + ⑧ = ⑨ 合計加入口数
※住宅・家財それぞれ2口単位(偶数)にてお申し込みください。

掛金を計算します。建物構造区分ごとに掛金が異なります。お住まいの建物構造区分を P.13 でご確認ください。

火災共済の掛金額
⑨ 口 × 1口あたりの掛金 月払い
木造構造 6円
鉄骨・耐火構造 3.5円
マンション構造(風水害保障なし) 3円(2.5円)
= ⑩ 円
自然災害共済の掛金額
⑨ 口 × 1口あたりの掛金 月払い
大型タイプ 木造構造 14円
鉄骨・耐火構造 9円
マンション構造(風水害保障なし) 8円(7円)
標準タイプ 木造構造 9.5円
鉄骨・耐火構造 6円
マンション構造(風水害保障なし) 5.5円(5円)
= ⑪ 円
付帯される特約の掛金額
類焼損害保障特約の掛金 月払い 200円
盗難保障特約の掛金 月払い 100円
個人賠償責任共済の掛金 月払い 200円
= ⑫ 円
※類焼損害保障特約、個人賠償責任共済は火災共済に30口以上、盗難保障特約は火災共済のみの加入で家財契約に30口以上加入している場合に加入できます。

借家人賠償責任特約の掛金を計算します。(賃貸住宅の方のみ)

借用住宅の種類による保障額の目安を参考に、希望する保障額を設定します。

借用住宅の種類 保障額の目安
マンション・アパート(延床面積50㎡未満) 1,000万円(100口)
マンション・アパート(延床面積50㎡以上) 2,000万円(200口)
戸建て 2,000万円(200口)
希望する保障額は? ⑬ 万円 ÷ 10万円 = ⑭ 口
※2口単位(偶数)にてお申し込みください。
借家人賠償責任特約の掛金額
⑭ 口 × 1口あたりの掛金 月払い
木造構造 4円
鉄骨・耐火構造 2円
マンション構造 1.5円
= ⑮ 円

合計の掛金を計算します。

⑩ 円 + ⑪ 円 + ⑫ 円 + ⑮ 円 = あなたの掛金額 ⑯ 円
※掛金計算上、端数(50銭)が発生した場合は切り上げとなります。

建物構造区分確認ガイド

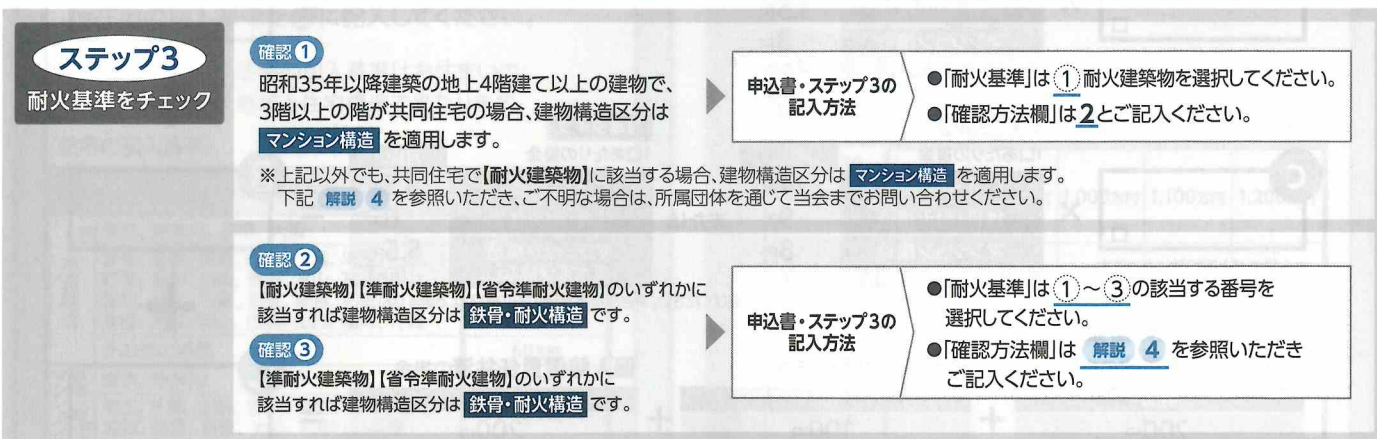
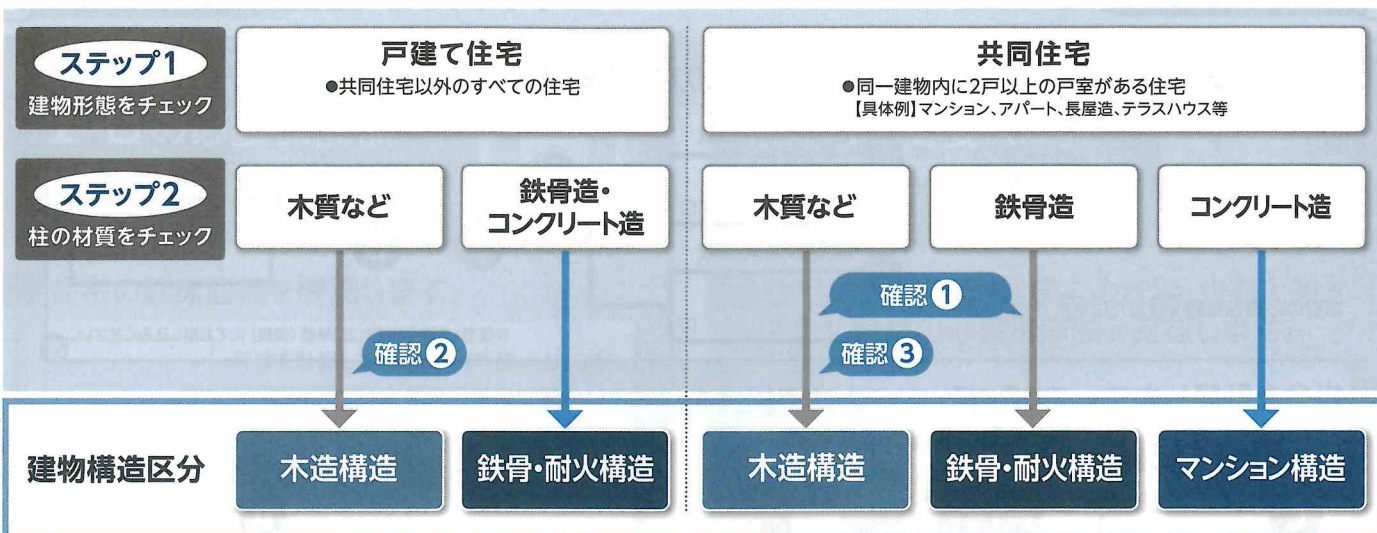
掛金は住宅の構造(建物構造区分)によって変わりますので、以下の **ステップ1** と **ステップ2** をご覧いただき「建物構造区分」をご確認ください。

(柱の材質が「木質など」の方、共同住宅で「鉄骨造」にお住まいの方は **ステップ3** をご確認ください)

●ホームページでもカンタンに建物の構造を確認できます。

建物構造区分確認ガイド

検索



解説 建物構造区分確認について

- 「二世帯住宅」の建物形態**
●建物内部で行き来のできない二世帯住宅(区分登記できる二世帯住宅)の場合は「共同住宅」です。
●建物内部で行き来のできる二世帯住宅は「戸建て住宅」になります。
- 柱が見えない場合の材質の確認方法**
●建築図面などで確認するか、建築業者や不動産業者に確認をお願いします。全く確認ができない場合は「木質など」の取り扱いとしてください。
●柱の材質について

木質など	鉄骨造	コンクリート造
鉄骨造・コンクリート造以外 ※柱がない枠組壁工法建物(2×4建物)を含みます。	すべての柱(付け柱・飾り柱除く)を鉄骨(CFT含む)または鋼材を用いて組み立てた建物をいい、鉄骨をモルタル、プレキャストコンクリート板、石膏ボード等で被覆したものを含みます。なお、土蔵造も鉄骨造となります。	すべての柱(付け柱・飾り柱除く)をコンクリートで造った建物をいいます。なお、鉄筋コンクリート造・コンクリートブロック造(鉄補強材含む)・れんが造・石造もコンクリート造となります。
- 鉄骨と木の柱が混在している場合**
●「木質など」に該当します(ただし、付け柱、飾り柱除く)。なお、「コンクリート造」と「鉄骨造」が混在する場合は、「鉄骨造」に該当します。
- 【耐火建築物】【準耐火建築物】【省令準耐火建物】に該当するかどうかご不明な場合**
●次の方法でご確認のうえ、申込書・ステップ3の確認方法欄には該当する番号をご記入ください。

確認方法	記入番号
こくみん共済 coop のホームページで耐火基準コードを確認	4
建築確認申請書、仕様書、他の火災保険証券などでの確認 ※申込時に「建築確認申請書」「仕様書・設計書」「保険証券」などの写しが必要です。	1
「耐火基準申請書」を施工者等に記入いただき申込書と一緒に当会へ提出ください。 ※「耐火基準申請書」は当会ホームページよりダウンロードできます。	3

ご不明な場合は、所属団体を通じてこくみん共済 coop までお問い合わせください。

ご自分で確認する方法がない場合のみ

このページの「耐火基準申請書」を切り取り、ご記入のうえ申込書に同封してご提出ください。

施工者様、販売者様、不動産賃貸業者様へのお願い

こくみん共済 coop (全国労働者共済生活協同組合連合会) では、火災共済の契約引き受けに際し、建物の耐火基準を確認しています。

耐火基準証明書のご協力をお願いいたします。

「耐火基準申請書」

全国労働者共済生活協同組合連合会 御中

申請日 20 年 月 日

契約者記入欄	申請者氏名(ご契約者氏名)	押印 印
	火災共済の対象となる建物所在地	

上記火災共済の対象となる建物(共済の目的である建物、または保障の対象である家財を収容する建物)は、耐火基準に合致する建物であることを、施工者、販売者、不動産賃貸業者等より、下記のとおり証明されましたので、申請いたします。

火災共済の加入申し込みにあたっての「耐火基準の確認」として、施工者様、販売者様、不動産賃貸業者様等に内容をご説明いただいたうえで、記入・押印を依頼してください。

耐火基準証明書

下記の建物は、以下のチェック ☒ した項目に該当する建物であることを証明いたします。

ご記入日 20 年 月 日

耐火建築物の種類 (いずれかを ☒ してください)	☐ 耐火建築物……………建築基準法第2条第9号の2の基準に適合する耐火建築物 ☐ 準耐火建築物……………建築基準法第2条第9号の3の基準に適合する耐火建築物 ☐ 省令準耐火建物……………住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)が定める「省令準耐火」の仕様に合致する建物(同機構の「まちづくり省令準耐火建物」はこれに該当しません)
建物の商品名・型名	(商品名・型名がない場合は記入不要です)
建物所在地	
証明書作成者	住 所:
	会 社 名:
	担当者名:

印

団体生命共済

住まいる共済

交通災害共済

ご退職後の保障について

ご契約のてびき